

バス路線対策会議の設置期間の延長について

令和 4 年 6 月 3 0 日
県 総 合 交 通 課

1 概要

- バス路線の見直しのため、令和 3 年 7 月に各地域分科会に設置したバス路線対策会議は、その設置要綱附則において「令和 4 年 9 月 3 0 日をもって効力を失う。」と規定。
- その後、県において、「今後 5 年間で持続可能なバス路線網を構築する」ことをはじめとした見直し方針を提示し、運行形態の転換等に向けた協議を継続して進めていくこととなった。
- そのため、バス路線見直しの協議の場として活用してきたバス路線対策会議についても、その設置期間の延長を図ることとし、設置要綱の改正を各地域分科会において提案し、承認いただいた。

2 設置要綱の改正内容

- 各地域分科会に設置されたバス路線対策会議の設置要綱における原始附則の失効日を、以下のとおり改正した。

(改定前)

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月○日から施行し、令和 4 年 9 月 3 0 日をもって効力を失う。

注) ○の日付は、各地域分科会において承認された日付

(改定後)

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月○日から施行し、令和 9 年 9 月 3 0 日をもって効力を失う。